

令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託

2 業務目的

本市では、本市産業の活性化を図るとともに、若者に魅力的な活躍の場を確保すること等を目的に、起業・創業への取組を推進している。

このような中、本市では、起業家（新たな革新的なビジネスモデルで社会課題解決に挑戦するアントレプレナー及び企業内から新たなビジネスモデルで新規事業を創出する者）などを発掘し、事業化や事業の成長を支援し、成長した起業家が新たな起業家を支援することで起業家を次々に生み出していく仕組み（スタートアップ・エコシステム）の構築を目指す事業を推進している。

本業務は、起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などを行うことで、スタートアップの立ち上げ、長野らしい地域課題をはじめとする社会課題のソリューションの量産につなげていくものである。また、全国から若者が集まり、アイデアを社会実装し、起業家が次々に生まれる仕組み（スタートアップ・エコシステム）を実現させ、「クリエイティブ・シティ」を目指すものである。

なお、本業務は令和2年度から令和4年度の間、国の地方創生推進交付金の採択を受ける予定であり、令和4年度が最終年度となる。

3 本業務の目標

本業務の実施による、数値目標を次のとおり定める。

項目	令和4年度
本業務を通じて生まれた新規起業家数、企業内新規事業創出数の合計	15件以上
裾野の拡大や仲間づくりのイベント等への参加につながるアプローチ先延べ人数	800名以上

なお、ここでいう起業家とはスタートアップ企業（革新的な技術やアイデアに基づく新たな事業を行う者であって、当該事業の短期間での成長を目指す者）で、法人登記を行う者を基本とするが、登記を予定している者を含む。

4 業務履行期間

契約を締結した日から令和5年3月31日までとする。

5 業務内容

(1) スタートアップ・エコシステムの構築・運営について

起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などを行うことで、次々とスタートアップが生まれ、育つ仕組み（スタートアップ・エコシス

テム)を構築すること。なお、スタートアップ・エコシステムには、資金調達や技術の活用が不可欠であることから、金融機関やVCなどの資金支援者や、高等教育機関の研究結果などの技術支援者等との関係も構築すること。

また、その構成要素は以下のとおりであるが、具体的な取組内容を提案すること。

ア 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等の実施

- (ア) 先輩起業家の体験談を聞けるイベントを開催するなど、とりわけ若者、特に学生を中心に起業、新規事業創出を身近に感じ、関心を持つ者が増えるような内容とすること（高等教育機関等と連携した起業潜在層の獲得拡大）
- (イ) 参加者が、参加者同士、先輩起業家、支援者などとの意見交換を行い、仲間づくりや関係構築が図れる内容とするとともに、起業や新規事業創出に対して前向きな感情を持ち、具体的な行動を起こすきっかけとなる内容とすること。
- (ウ) 起業、新規事業創出に係る最新の動向や支援制度、支援機関など、起業、新規事業創出に必要な知識やスキルを学べる内容とすること。

なお、上記の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- a 既に起業に意欲を持つ者だけでなく、起業家の裾野を広げられるように対象者の範囲を設定する。
- b 本市民に限定せず、本市で起業しようとする者を増やすことができるものとする。
- c イベントを計画する際は、本市内外で既に行われている事業と連携するなど、効率的・効果的に実施できるよう調整する。
- d イベント等の参加者が、次のイに示す起業ステージに接続する工夫を講じ、事業全体の連続性を担保するとともに、事業全体の成果を上げる工夫をすること

イ 事業構想から起業、成長に至るまでの一貫した支援

起業や新規事業創出を考えている者に対して、①アイデアの創出（ハッカソンなど）、②事業構想のブラッシュアップ、③試作品の製作協力、④起業メンバーの編成、⑤会社設立に必要な手続、資金支援といった、一貫した支援（下記の例のような取組が考えられるが、提案の内容を拘束するものではない）を随時行い、起業家の思いや意思をより早く効果的に形にする方策を講じること。

なお、一貫した支援に当たっては、下記の(ア)、(イ)及び(ウ)の取組を行うこと。

【例】

- ・ 法務を含めた経営のプロフェッショナル、プロダクト開発を担うエンジニア、PRや売り方の専門家マーケターなど、新規事業を立ち上げる際のノウハウを持つ者がチームを編成し、起業家の思いや意思をより早く効果的に形にする
- ・ 起業家に対し、本事業に携わっていただく支援者が出資したり、外部の個人投資家やVCから出資を受けることができるよう、資金調達面でのサポートを行う
- ・ 重要課題の発掘から、解決のための事業アイデアを具体化する仕組みを構築する

(7) 起業や新規事業創出につながる地域課題等（ニーズ）とシーズが会う場づくりの実施

- a 起業や新規事業創出につながる、地域や市内企業等が抱える課題（ニーズ）の解決に資する国内外のビジネスのアイデアや、既存企業、高等教育機関等の研究成果、また、スタートアップの新技术といった、スタートアップのシーズとのマッチングにつながる場を提供すること

なお、上記の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (a) ニーズの提供方法や洗い出しの方法についても提案すること
(b) マッチングを行う上で案件ごとにより効果的な方法を工夫すること
(c) 今後、本事業を展開するに当たってのロールモデルが生み出されるよう工夫する。また、県外の者が参画し、移住につながるロールモデルも生み出されるよう併せて工夫する。

(4) 起業や新規事業創出に向けたイノベーション創出プログラムの実施

- a 起業や新規事業創出を考えている者が、地域や企業の課題解決に向けたアイデアの創出と、その実現につながるプログラムを実施すること。
b 本プログラムの実施に当たっては、参加者が、同様な志を持つ仲間と協力し、市内企業事業の種新規事業に結び付けていけるよう、継続して支援し、地域や企業の課題解決につながる内容とすること
c 上記の実施に当たっては、参加者が本市内で起業や新規の事業化につなげるだけでなく、市内企業の新規事業創出の機運の醸成に結び付く支援内容とすること

(5) 起業家の成長を加速するための伴走支援の実施

- a 起業や新規事業創出を目指す者や起業後間もない者等が事業化にたどり着けるよう、複数の者に対して同時に個々の状況に応じて様々な支援機関と連携するなどし、市場分析や、試作品製作、仮説検証、顧客獲得、そして資金調達まで伴走して支援を行うこと
b 本市内や市外・海外等で行われている起業家支援事業の情報を把握し、適切な支援策を紹介できる体制を構築すること
c ピッチコンテストを定期的を開催するなど、VC（ベンチャーキャピタル）やエンジェル投資家などの資金支援者からの資金調達につなげることができる事業プランの発表の場を設けること

なお、ピッチコンテストの開催に当たっては、グローバルにエコシステムを形成している事業者との連携を行うこと

- d 上記の実施に当たっては、個々の相談に随時対応できる体制を整え、相談や支援に関する内容の記録を残すなど、継続的な支援を行えるよう対応するとともに、支援情報を蓄積し、業務の展開等に役立てること

(2) 本事業に関する情報発信等

長野市のスタートアップ・エコシステム形成に向けた取組のブランディングを行い、市内の起業志向者、支援者となる企業・経営者等だけでなく、市外、海外の起業志向者、VC、支援者となる企業(スタートアップ含む)等に認知してもらうこと

特にスタートアップ成長支援事業を機能させるには、起業潜在層を引き込むことが重要であることから、SNS(ツイッターやインスタグラム)を活用するなど、プロモーション戦略をたてた上で情報発信を行うこと

ア 情報発信にあたっては、本業務の内容のほか、関連情報として次の内容を盛り込むこと

(ア) 市内の起業に関する支援機関や支援施設等の基本情報

(イ) 支援機関等による起業支援に関連したイベント、セミナー等の情報

(ウ) 公的機関等による起業支援に関する補助金、助成金等の情報、リンク集

イ 情報発信にあたっては、本市及び各支援機関等と連携して行うこと

(3) 本市施策や支援機関等との連携

すべての業務を実施するにあたり、内容等について本市と十分に協議すること。
また、支援機関や次の本市事業等と十分に連携すること。

ア 長野市が実施する支援事業等

(ア) 起業家創出プログラムin東京(NAGA KNOCK!)

プログラム参加者のビジネスモデルのブラッシュアップのフォローアップや市内での起業準備、また受入企業への新規事業創出支援など、連携方法について提案すること

(イ) スタートアップ企業オフィス家賃等支援事業

(ウ) 長野市サテライト・テレワーク誘致プロジェクト

(エ) スマートシティNAGANO構想

スマートシティ推進に向けて、重点領域等の事業を展開する市外のスタートアップを呼び込み、市内のスタートアップとその成長を支援するとともに、市内企業の新規事業創出を支援するなど、連携方法について提案すること

(オ) 長野市実践起業塾

(カ) 長野市ものづくり支援センター 等

イ 長野県が実施する支援

・信州スタートアップステーション 等

(4) その他

ア 現在市内で行われている事業に限らず、本市に有益と思われる起業支援事業や支援機関等の現状把握を十分に行った上で、本業務内容の提案を行うこと

イ 本業務の一部を、既存事業の活用や、提案事業者以外の者との共催とすることも可とする。その場合は、提案の中でその理由を説明すること

ウ 本市外、海外の起業家、支援者、投資等呼び込むなど、本市の起業家支援をより

充実させる提案をすること

エ 令和5年度以降、公的資金に極力頼らず事業を実施する体制や資金計画（自主運営のための財源調達の方法も含む）について提案すること

6 定例会および実施状況の報告

- (1) 受託者は、業務を継続的かつ効果的に実施できるよう専任職員を配置するなど実施体制を整え、原則として週1回程度本市と打合せを行うものとし、打合せ日程や場所および方法については双方協議の上決定する。
- (2) 受託者は、定例会の概要及び事業実施の進捗状況について記録し、速やかに市に報告する。

7 経理

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類を整備すること
- (2) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと
- (3) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと

8 業務完了時等の提出書類

受託者は、年度末又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)の書類を提出すること

- (1) 実績報告書
- (2) 委託業務完了届
- (3) その他、市長が必要と認める書類

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 拠点整備について

本事業は、地方創生推進交付金を活用する事業であることから、拠点整備に係る業務を含むことはできない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。

ウ 受注者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとする

きは、この限りでない。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 著作権の取り扱い

ア 本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。

(ア) 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。

(イ) 権利留保物を活用した本業務における成果品については、原則として受託者に留保するものとする。ただし、受託者が権利留保物を活用した成果品を使用する場合は事前に本市に報告を行うものとする。

(ウ) 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。

イ ア (イ) の成果品について、本市は受託者と事前に協議を行ったうえで加工及び二次利用できるものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(5) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。